

千葉市開発審査会付議基準（都市計画法第34条第14号及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに関する基準）*抜粋

インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築

インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築 インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築を目的とした開発行為等で、次のいずれかに該当するものであること。

1 「大規模流通業務施設」について

（１）予定建築物は、次のいずれかに該当し、かつ、１日に取り扱う積載重量の合計が平均１００トン以上であることについて地方運輸局長により相当と判断される規模のものであること。

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第６項に規定する特別積合せ貨物運送に係る事業を除く。）の用に供する建築物

イ 倉庫業法（昭和３１年法律第１２１号）第２条第１項に規定する倉庫であって、同条第２項に規定する倉庫業の用に供する建築物 ※ 一般貨物自動車運送事業の用に供する施設であっても、事業用自動車の運転手等の休憩若しくは睡眠又は車両の点検のための施設である建築物のみを建築する場合は、許可の対象としないものとする。

※ 建築物の全ての部分が上記ア又はイの用途で使用されることが確認できること。

※ 建築物の所有者と使用者が異なる場合、所有者と使用者の連名による申請を原則とすること。

（２）予定建築物の敷地は、道路に６メートル以上の進入口をもって接する土地であり、その全部又は一部が次のいずれかに該当する区域内に存すること。

ア 国道１６号及び４車線以上の国道５１号の道路境界から奥行き２５メートル以内の範囲内の区域（路地状の部分だけで道路に接する場合は、路地状の部分の長さが２５メートル以内かつ、幅員を６メートル以上とすること。）

イ 次の路線ごとに定めたインターチェンジの出入口が一般の道路と接する地点から半径１０００メートル以内（千葉北インターチェンジについては半径１５００メートル以内）の範囲内にあるものとして市長が指定した区域。（千葉市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成１８年千葉市条例第４６号。以下以下「開発行為等条例」という。）第４条第１号の区域を除く。）
（ア）東関東自動車道水戸線 千葉北

※ 「車両の出入口」は、有効幅員６メートル以上の国道、県道、市道又は千葉市法定外道路条例（平成１７年条例第１９号）第２条に規定する法定外道路（以下「条例指定道路」という。）に「接するように配置されている」こと。

2 「流通業務等の事務所・倉庫」について

（１）予定建築物は次のいずれかの業種※１の事務所又は倉庫※２であること。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条第４項に規定する産業廃棄物（当該事務所又は倉庫内において荷造り、荷崩し、仕分け、梱包等の作業を行う際に発生する廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずについては除く。）を申請地内に保管することはできない。

ア 運輸業、郵便業（Ｈ）※３

イ 卸売業、小売業（Ｉ）（自動車卸売業（５４２）及び自動車小売業（５９１）を除く）

ウ 建設業（Ｄ）（はつり・解体工事業（０７９６）を除く）※４

エ 製造業（E）

オ 電気・ガス・熱供給・水道業（F）

カ 物品賃貸業（70）

キ レッカー・ロードサービス業（4892）のうち、道路上の事故車、故障車等を前輪又は後輪を吊り上げて排除するサービスを提供する事業 ※5